

平成23年12月5日（月）

# グループホーム・ケアホーム、 自立訓練(生活訓練・宿泊型自立訓練) にかかる報酬について<論点等>

- I 夜間の支援体制に対する評価  
(グループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練)
- II 就労している障害者に対する支援の評価  
(グループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練)
- III 大規模事業所の報酬水準の見直し  
(ケアホーム)
- IV 看護職の配置に対する評価  
(自立訓練(生活訓練、宿泊型自立訓練))

※ 「食事提供体制加算」の見直しについては、障害福祉サービス共通の課題として別途検討。

# I 夜間の支援体制に対する評価

- 平成24年度から個別給付化される「地域定着支援」においては、居宅において単身で生活する障害者等との緊急時の連絡体制を確保している場合に報酬上評価することとしている。これと同様にグループホーム、ケアホーム及び宿泊型自立訓練においても、夜間及び深夜の時間帯において**利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合には、報酬上評価すること**としてはどうか。
- 具体的な報酬の水準・算定要件については、「地域定着支援」の体制確保に関する報酬※を参考に設定することが考えられるが、どうか。

※ 現行の補助事業で自治体が体制確保料として算定している単価の例を参考に検討。

## (参考) 夜間の支援に関する関係団体からの要望事項

- ・ 夜間支援体制加算及び夜間防災体制加算について、その額が低額であるため、小規模の場合、事実上は事業者の持ち出しにより体制が確保されていることから、大幅に増額すること。
- ・ 「必要に応じて緊急的に夜間支援を行う」という場合は加算対象とすること。  
(特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会(あみ))
- ・ 小規模事業所においても夜間支援職員が配置できるよう、支援の実態に応じた加算を設けること。  
(財団法人日本知的障害者福祉協会)
- ・ 現行は夜間支援の実態(夜勤、当直、宿直、巡回支援など)が違っても、障害程度区分と支援人数で報酬が設定されている。1住居に当直、夜勤体制を整備している場合の加算を創設すること。  
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)

# II 就労している障害者に対する支援の評価

- 知的障害者通勤寮については、主に宿泊型自立訓練、グループホーム又はケアホームに移行しているが、現行就労している障害者への支援を評価する『通勤者生活支援加算』が算定できるのは宿泊型自立訓練のみとなっている。  
このため、グループホーム、ケアホームにおいても、一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価する観点から『通勤者生活支援加算』を算定できるよう見直すこととしてはどうか。
- 『通勤者生活支援加算』の現行の算定要件(通常の事業所に雇用されている利用者の割合が70%以上)については、
  - ① 要件が厳しく加算を受けている事業所が1割にも満たない状況であること、
  - ② 知的障害者通勤寮においても一般就労している利用者の割合が6割程度であること、
 を踏まえれば、一定程度引き下げることが考えられるが、どうか。

## 知的障害者通勤寮の主な移行先

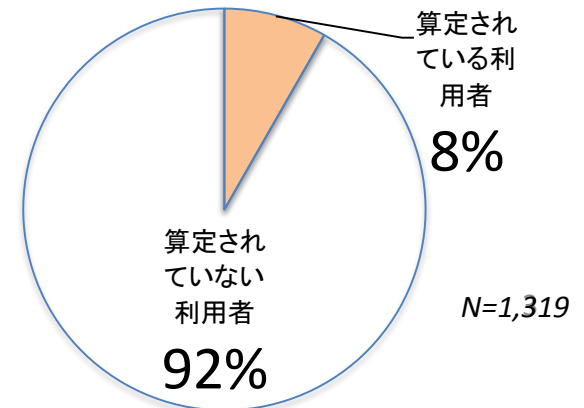
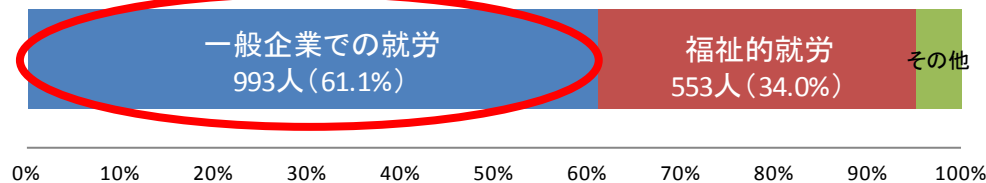
知的障害者通勤寮の新体系移行数	主な移行先		
	宿泊型自立訓練	グループホーム	ケアホーム
53施設	18施設	20施設	17施設

(出典)障害福祉課調べ

## 通勤者生活支援加算の算定実績

○ 算定事業所数	7事業所(77事業所)
○ 算定利用者数	109人(1,319人)
○ 算定費用額(月)	60万円

## 知的障害者通勤寮の利用者の就労の状況



出典：「精神障害者生活訓練施設・知的障害者通勤寮新体系移行調査結果」  
(社団法人日本精神科病院協会・財団法人日本知的障害者福祉協会) を基に作成

# III 大規模事業所の報酬水準の見直し

- ケアホームについては、事業所の規模にかかわらず一律の報酬単価を設定しているところであるが、平成23年度の経営実態調査では、事業所の**定員規模によって収支差率に大きな開きがある**。このため、事業所の規模間の収支バランスを図る観点等から、特に収支差率が大きくプラスとなっている**21人以上の規模の事業所の基本報酬の水準については、見直しを検討することも必要と考えるが、どうか**。
- 共同生活住居の間の距離が移動可能な距離であって、職員の勤務体制や勤務内容、会計等が一元的に管理されているような場合は、**一の事業所として取り扱うべきと考えるが、どうか**。

グループホームの規模別収支

	7人以下	8~20人	21人以上
収益	6,246,042円	10,166,240円	32,650,098円
費用	6,180,451円	10,129,614円	28,556,218円
損益	65,591円	36,626円	4,093,880円
収支差率	1.1%	0.4%	12.5%

ケアホームの規模別収支

	7人以下	8~20人	21人以上
収益	13,454,471円	32,209,548円	56,030,243円
費用	11,480,856円	28,343,108円	43,750,399円
損益	1,973,615円	3,866,440円	12,279,844円
収支差率	14.7%	12.0%	21.9%

## (参考) 事業規模に関する要望事項

- ・ 20~30人規模といったグループホームとは呼べない大規模なものが生まれてきている。大規模化防止と入居者のヘルパー利用確保を報酬設定の基本視点とすること。  
(特定非営利活動法人DPI(障害者インターナショナル)日本会議)
- ・ 小規模人数による報酬単価の設定が必要。  
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)
- ・ 小規模性の維持、小規模化の促進を図るため、4~6人程度の事業規模を基準とした報酬体系にすること。  
(特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会(あみ))

# IV 看護職の配置に対する評価

- 自立訓練(生活訓練、宿泊型自立訓練)への移行が想定される**精神障害者生活訓練施設においては**、健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、**多くの施設で看護職を配置している**。これらの施設において**新体系移行後も、引き続き看護職による適切なサービスが行えるよう、看護職を配置している自立訓練(生活訓練、宿泊型自立訓練)事業所を報酬上評価すること**としてはどうか。
- 報酬水準については、既存の専門職配置加算の加算単価を参考に検討することが考えられるが、どうか。

## 自立訓練(生活訓練)等の看護職の配置状況

	平均利用定員	看護職の配置数		
		常勤	非常勤	合計
生活介護	78.1人	1.30人	0.31人	1.61人
自立訓練(機能訓練)	28.7人	0.99人	0.42人	1.41人
自立訓練(生活訓練)	17.1人	0.12人	0.06人	0.18人

出典：平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査

## 精神障害者生活訓練施設の職員の保有資格数

調査対象職種	職員数(重複あり)	調査対象職種	職員数(重複あり)
精神保健福祉士	459人	言語聴覚士	0人
社会福祉士	128人	社会福祉主事	75人
介護福祉士	48人	保育士	12人
看護師※・保健師	217人	栄養士	24人
臨床心理士	15人	ホームヘルパー	69人
作業療法士	17人	その他	181人
理学療法士	0人	(調査対象施設数214か所)	

※准看護師を含む。

出典：「精神障害者生活訓練施設・知的障害者通勤寮新体系移行調査結果」(社団法人日本精神科病院協会・財団法人日本知的障害者福祉協会)

## (参考) 看護職の配置に関する要望事項

- ・ 宿泊型自立訓練及びケアホームに看護専門職配置加算(看護師あるいは准看護師・保健師などを配置した場合)を新設し、看護職の配置が可能となるようにすること。

(社団法人日本精神科病院協会)